

## 就学援助申請時の添付書類について

### 1 番該当の方 (生活保護世帯の方)

- ・添付書類はありません。

### 2 番該当の方 (児童扶養手当を受給されている方)

- ・「児童扶養手当証書」の全面をコピーしたもの。

#### (注1)

最近母子家庭になり、児童扶養手当を申請したばかりのため証書がない場合は、3番該当になりますので、収入状況のわかる書類をご提出ください。後日、証書が届いたら証書のコピーをご提出ください。(理由欄には現状をご記入ください。)

#### (注2)

児童扶養手当を受給中で、手当の一部支給停止期間がある場合は、2番該当で申請できますが、全部支給停止の場合は、3番該当になりますので、収入状況のわかる書類をご提出ください。(理由欄には現状をご記入ください。)

### 3 番該当の方 (現状の収入で判断します)

添付書類確認票をよくお読みください。